

行政の窓

「木材利用ポイント事業」の申請受付が始まりました！！

木材利用ポイント事業（林野庁直轄事業）について、最新情報をお知らせします

1 7月からポイントの申請受付が始まりました。【1ポイント＝1円相当】

(1) ポイントの対象

- ・木造住宅《地域材を一定量使用した新築・増築・購入》 30万ポイント
- ・内装・外装木質化《新築・リフォーム》 地域材の利用量に応じて7千～30万ポイント
- ・木材製品及び木質ペレットストーブ等 最大10万ポイント

(2) 申請のながれ



木材利用ポイント事業事務局（全国）・申請受付窓口（道内18カ所）

※①と③は同時申請もできます

※即時交換（木製ドアやフローリング等の工事代金への充当）の場合は申請受付窓口へ持参

2 木質ペレットストーブや薪ストーブでもポイントがもらえます

(1) ポイントの対象

- ・H25.7.1～H26.3.31までに購入された価格が10万円以上の木質ペレット及び薪ストーブ
《あらかじめ登録された製品が対象です（詳しくはポイントホームページでお調べください）》
- ・ポイントの付与は製品価格の10%相当で、上限は1製品当たり10万ポイント。

(2) ポイントの申請

- ・木材利用ポイント事務局に所定の申請書と対象製品の購入を証明する書類を郵送。
《ペレットストーブ等の申請は郵送でのみ受け付けています》

お問い合わせ

【木材利用ポイントホームページ】 <http://mokuzai-points.jp>
 【コールセンター】 0570-666-799 ナビダイヤル（有料）
 【IP電話等】 03-6701-3270（有料）
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝日含む）

（水産林務部林務局林業木材課需要推進グループ）